

長野県地方薬事審議会の設置根拠について

- 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）（抜粋）

第 2 章 地方薬事審議会

第 3 条 都道府県知事の諮問に応じ、薬事（医療機器及び再生医療等製品に関する事項を含む。以下同じ。）に関する当該都道府県の事務及びこの法律に基づき当該都道府県知事の権限に属する事務のうち政令で定めるものに関する重要事項を調査審議させるため、各都道府県に、地方薬事審議会を置くことができる。

- 2 地方薬事審議会の組織、運営その他地方薬事審議会に関し必要な事項は、当該都道府県の条例で定める。

- 2 長野県附属機関条例（令和 2 年長野県条例第 3 号）

資料 1 - 2 のとおり

- 3 長野県地方薬事審議会運営要綱（令和 3 年 6 月 17 日制定）

資料 1 - 3 のとおり